

令和
3

償却資産 (固定資産税) 申告の手引き

日頃より、本市税務業務につきまして格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産にも課税されます。償却資産については地方税法第383条の規定により、事業を行っている方から毎年1月1日現在で陸前高田市内に所有している資産を申告していただくことになっております。

つきましては、この手引きをご覧いただき、同封の申告用紙に必要事項をご記入のうえ、下記期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

申告書の提出期限は 令和3年2月1日(月) です。

- ※ 提出期限間近になりますと受付窓口等が大変混雑します。
なるべく1月22日(金)までにご提出くださいますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業者等が所有する資産に係る固定資産税の軽減措置があります。

個人事業主(農林水産業をなりわいとする方を含む)も対象となります。

- ※ 令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税を軽減します。
詳細は10ページをご覧ください。

➡ 郵送による申告も受け付けています。

- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なるべく郵送による申告にご協力をお願いいたします。
郵送される場合は、なるべく1月22日(金)までに発送・投函していただきますようお願いいたします。
なお、控えの返送を希望される方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

➡ eLTAXによる電子申告も受け付けています。

- ※ エルタックスの説明はエルタックスホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

➡ 申告書の提出・問い合わせ先

陸前高田市市民協働部税務課資産税係

〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5

電話 0192-54-2111 (内線 103~105)

《 目 次 》

1 償却資産について・・・・・・・・・・2ページ	7 非課税・課税標準の特例・・・・・・・・6ページ
2 償却資産の種類・耐用年数・・3ページ	8 個人番号の取り扱いについて・・7ページ
3 国税の取扱いとの違い・・・・・・・・4ページ	9 その他・・・・・・・・・・7ページ
4 建物附属設備の取扱い・・・・・・・・4ページ	10 申告書の記入方法・・・・・・8、9ページ
5 評価額の算出方法・・・・・・・・5ページ	11 新型コロナウイルス感染症に係る軽減・・10ページ
6 税率と免税点・・・・・・・・・・6ページ	



陸前高田市

1 償却資産について

償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、特許権、電話加入権その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない法人または個人が所有するものを含む。）をいいます。

事業の用に供することができる資産とは

ここでいう「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利または収益を得ることを必要としません。したがって、公益法人（財団法人、社団法人等）の行う活動は事業に該当します。また、「事業の用に供することができる資産」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

申告が必要な資産

令和3年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産を申告していただくこととなっています。なお、次のような資産も1月1日現在、事業の用に供するうえで使用することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1) 償却済資産（減価償却を終えた資産）
- (2) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- (3) 建設仮勘定で経理されている資産
- (4) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- (5) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (6) 所有権留保付売買資産で販売代金が完済されていないものであっても、買主がすでに事業の用に供している資産（買主が申告することとなります。）
- (7) 修理・改良のため支出した金額のうち、「資本的支出」に該当する資産（その場合は、区分評価となります。本体と区分して申告してください。）
- (8) 事業所が従業員の福利厚生に供するために設置している償却資産
- (9) 中小企業即時損金算入特例を適用した資産
- (10) 取得価額が10万円未満の資産でも、通常の耐用年数で減価償却する資産

申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の課税対象とならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税、軽自動車税の課税客体となる資産
- (2) 無形減価償却資産（ソフトウェア、営業権、電話加入権、特許権など）
- (3) 非減価償却資産（書画・骨とうなど希少性を有し、代替性がないもの）
- (4) 棚卸資産（商品、貯蔵品など）、繰延資産（開業費など）
- (5) 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、一時に損金（必要な経費）に算入するもの
- (6) 取得価額が20万円未満の資産で、事業年度ごと一括して3年間で償却しているもの
- (7) 家屋評価（固定資産税）に含まれている建物付属設備（くわしくは4ページをご覧ください。）

少額減価償却資産の会計処理と償却資産申告との関係について

税務会計上の処理方法	償却資産申告
資産ごとの耐用年数で通常償却	申告が必要です。
一時に損金算入	申告は必要ありません。
一括して3年間で償却	申告は必要ありません。
※中小企業損金算入特例適用	申告が必要です。

※ 中小企業損金算入特例により単年度で全額償却した資産でも、地方税法では特例対象とはならないため、償却資産の申告は必要となりますのでご注意ください。

2 償却資産の種類と主な資産ごとの耐用年数

償却資産申告書には、資産の種類区分と資産ごとの耐用年数の記入が必要です。
以下の表に主な資産の種類と法定耐用年数を例示していますので、参照してください。

番号	資産の種類	資産の具体例	耐用年数	資産の具体例	耐用年数															
1	構築物	自転車・自動車置場（鉄骨造）	45	門・塀ブロック	15															
		独立キャノピー		路面舗装（コンクリート敷、石敷、れんが敷）																
		土留・擁壁	30	屋上等の広告塔（金属製以外）	10															
		屋上等の広告塔（金属製）	20	外灯																
		花壇・緑化施設		自転車・自動車置場（簡易なもの）																
		屋外給排水・ガス引き込み設備	15	賃借建物に附加した内装																
		屋外受水槽・浄化槽・貯水槽		フェンス																
		可動間仕切り		路面舗装（アスファルト敷）																
		受変電・自家発電設備		移動性組立ハウス（物置など）																
ネット設備		可動間仕切りのうち簡易なもの	3																	
2	機械および装置	冷房・暖房設備	15	飲料、タバコまたは飼料製造業用設備	10															
		自動車整備業用設備		宿泊業用設備																
		冷房・暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの）		輸送用機械器具製造業用設備	9															
		洗濯業、理容業、美容業または浴場業用設備	13	木材または木製品（家具を除く。）製造業用設備	8															
		パルプ、紙または紙加工品製造業用設備	12	飲食店用設備																
		家具または装備品製造業用設備	11	ガソリンまたは液化石油ガススタンド設備	7															
		機械式駐車設備	10	農業用設備																
		食料品製造業用設備		総合工事業用設備	6															
		<p>※ 平成20年4月30日付けで耐用年数省令の改正が行われ、減価償却資産の耐用年数表が大きく変更されました。特に、機械および装置については、資産区分が390区分から55区分へ整理され、法定耐用年数の見直しが行われました。そのため、平成21年度の償却資産申告から、機械および装置については改正後の耐用年数省令別表第2を適用することになります。なお、この表はその一部を掲載しております。</p>																		
3	船舶	漁船（総トン数が500t以上の鋼船）	12	釣船	5															
		漁船（総トン数が500t未満の鋼船）	9	モーターボート	4															
4	航空機	飛行機、ヘリコプター	5・8・10																	
5	車両および運搬具	台車（金属製）	7	台車（金属製以外）	4															
		構内運搬車		除雪車																
<p style="text-align: center;">償却資産における特殊自動車の取扱い</p> <p>特殊自動車のうち、農耕用は最高速度 35 ㎞未満のもの、それ以外のものは下表の規格を満たしていれば、小型特殊自動車（軽自動車税）の課税客体なので償却資産申告は必要ありません。</p> <p>下表の規格に該当しない特殊自動車は大型特殊自動車となります（ナンバーが0, 00～09および000～099または9, 90～99および900～999のもの）。その場合は償却資産申告が必要です。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>長さ</th> <th>幅</th> <th>高さ</th> <th>最高速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農耕作業用自動車</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">制限なし</td> <td>35 ㎞未満</td> </tr> <tr> <td>それ以外の特殊自動車</td> <td>4.7m以下</td> <td>1.7m以下</td> <td>2.8m以下</td> <td>15 ㎞以下</td> </tr> </tbody> </table>							長さ	幅	高さ	最高速度	農耕作業用自動車	制限なし			35 ㎞未満	それ以外の特殊自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15 ㎞以下
	長さ	幅	高さ	最高速度																
農耕作業用自動車	制限なし			35 ㎞未満																
それ以外の特殊自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15 ㎞以下																
6	工具・器具および備品	金庫	20	楽器	5															
		事務機・ロッカー・キャビネット（金属製）	15	コピー機・ファクシミリ・シュレッダー																
		ブラインド（カーテンレールを除く。）		自動販売機																
		消火器	10	レジスター																
		電話機・電話交換機		カメラ																
		時計		測定工具																
		除雪機	10（5）	テレビ・カラオケ	4															
		看板 金属製（非金属）		理美容機器																
		応接セット	8	プリンター	3															
		陳列棚	6	電子計算機（サーバー等）																
		陳列棚（冷凍機付および冷蔵機付）		パーソナルコンピュータ																
		ガス機器	カーテン																	
		デジタル構内交換設備およびデジタル電話設備	6	看板・ネオンサイン	3															
冷蔵庫・洗濯機	治具・取付工具																			
冷暖房機器	漁具																			
インターホンおよび放送用設備		型・型枠（鍛圧工具および打抜工具）	2																	

3 国税と固定資産税(償却資産)の取扱いの比較

固定資産税(償却資産)は、以下の点で国税(法人税・所得税)と取扱いが異なります。

	固定資産税	国税(法人税・所得税)
償却計算の期間(基準日)	暦年(賦課期日制度) ※1	事業年度
減価償却の方法	定率法(法人税法等の旧定率法と同様)	定率法・定額法の選択制 ※2
前年中の新規取得資産の償却	取得月にかかわらず 半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度 (償却可能限度額)	取得価額の100分の5 (取替資産、鉱業用鉱道を除く)	1円(備忘価額)まで ※3
改良費(資本的支出)の扱い	区分評価 (改良を加えられた本体部分と改良部分を区分して評価します。)	原則区分評価 一部合算評価も可能

※1 地方税法(第359条)では、固定資産税の賦課期日は当該年度の初日の属する1月1日と定められています。

※2, 3 平成19年度に、国税(法人税)における減価償却制度の抜本的な改正が行われています。

4 建物附属設備における家屋と償却資産の区分

固定資産税における取扱いでは、電気設備、給排水設備、空調設備などの建物附属設備は、家屋の所有者との関係や設備の性質により、下表のように家屋と償却資産のどちらかに区分して評価します。

家屋所有者と異なる方(テナント)が貸しビル、貸し店舗等に事業用として施工した内装・造作や建物附属設備等を特定附帯設備といい、テナントの方の償却資産として取扱います。

※ 家屋と建物附属設備の所有者が・・・

同じ場合 ⇒ 償却資産に区分されるものを家屋所有者が申告します。

異なる場合 ⇒ 施工したすべての建物附属設備をテナントの方が申告します。

設備等の内容	家屋と建物附属設備の所有者が			
	同じ場合		異なる場合	
	家屋	償却資産	家屋	償却資産
1 店舗用簡易装備・簡易間仕切り		◎		
2 工場等の動力源である電気設備		◎		
3 ビル等における受変電設備、発電機・蓄電池設備		◎		
4 中央監視制御装置、電話交換機		◎		
5 局所型の冷暖房設備、ルームエアコン		◎		
6 冷凍倉庫における冷凍設備		◎		
7 屋外に設置された給水塔、独立煙突		◎		
8 ネオンサイン、投光器、水銀灯、スポットライト		◎		
9 床・壁・天井仕上げ	○			◎
10 エアーカーテン、ドア自動開閉設備	○			
11 (2, 3, 4に該当するものを除く)電気設備	○			
12 全館集中制御式の冷暖房・通風・ボイラー設備 (工場などの生産設備であるボイラーを除く)	○			
13 消火、排煙、災害報知設備	○			
14 屋内給排水、衛生、ガス設備	○			
15 昇降機設備	○			

5 評価額の算出方法

償却資産については、資産の取得時期、取得価額および耐用年数に基づき評価（評価額の計算）を行います。原則として評価額が課税標準額となります。

計 算 方 法

① 前年中（令和2年1月2日から令和3年1月1日まで）に取得した資産

$$\text{評 価 額} = \text{取 得 価 額} \times (1 - \text{耐用年数に応じた減価率} \times 1/2)$$

② 前年より前（令和2年1月1日以前）に取得した資産

$$\text{評 価 額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応じた減価率})$$

計 算 例

取得価額 1,000,000 円、耐用年数 10 年（減価率 0.206）の資産を前年9月に取得した場合…

$$\text{課税1年度目} = 1,000,000 \text{ 円} \times (1 - 0.206/2 \text{ ※1}) = 897,000 \text{ 円}$$

$$\text{翌年度} = 897,000 \text{ 円} \times (1 - 0.206 \text{ ※2}) = 712,218 \text{ 円}$$

$$\text{翌々年度} = 712,218 \text{ 円} \times (1 - 0.206 \text{ ※2}) = 565,501 \text{ 円}$$

以降、評価額は毎年同様の方法で減価し、最低限度額（取得価額の5%、例では 50,000 円）からは減価しません。

（注）計算例の※1は下記の減価率一覧表の「減価残存率・前年中取得（1-減価率/2）」に、※2は「減価残存率・前年前取得（1-減価率）」に置き換えることができます。

◇ 固定資産税額（税相当額） = 課税標準額の総合計 × 1.5 / 100（税率）

※ 土地や家屋も所有している場合は、土地、家屋の課税標準額との合計額から税額が算出されます。

（参考）

減価率一覧表（減価残存率表を含む）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	40	0.056	0.972	0.944
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	41	0.055	0.972	0.945
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	55	0.041	0.979	0.959
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	60	0.038	0.981	0.962
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	65	0.035	0.982	0.965
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	70	0.032	0.984	0.968
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	75	0.030	0.985	0.970
16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928	100	0.023	0.988	0.977

6 税率と免税点

税 率 1.5%

税相当額は、課税標準額の総合計 × 税率（1.5/100）で求められます。

免 税 点 150万円

償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、償却資産にかかる固定資産税は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

7 非課税資産・課税標準の特例のある資産について

非 課 税

地方税法第348条の規定に該当する資産は、非課税の措置が講じられています。

非課税に該当すると見込まれる資産がある場合は、税務課へ所定の様式（固定資産非課税適用申告書）をご請求のうえ申告してください。

非課税申告書を提出する際は、非課税に該当することが確認できる書類を添付してください。

課税標準の特例

地方税法第349条の3および同法附則第15条の規定に該当する資産は、課税標準の特例が認められ、税負担の軽減が図られています。

課税標準の特例に該当すると見込まれる資産がある場合は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に適用条項を記入し、申告してください。その際は、課税標準の特例に該当することが確認できる書類を添付してください。

被災代替償却資産の特例

東日本大震災により滅失・損壊した償却資産の所有者等が、当該償却資産に代わる償却資産を令和3年3月31日までの間に被災地域において取得し、または改良した場合には、課税標準額を4年度分2分の1とする特例が創設されています。

該当すると見込まれる資産がある場合は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に「被災代替」と記入し、申告してください。

中小事業者等が新規取得した先端設備等に係る課税標準の特例

中小事業者等が平成30年6月6日から令和5年3月31日までの間に、陸前高田市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新たに取得した一定の設備に係る固定資産税（償却資産）について、取得から3年間課税標準額がゼロに軽減されます。（※「先端設備等導入計画」の認定前に取得した設備は対象外です。また、「中小事業者が新規取得した経営力向上設備に係る課税標準の特例」のように、設備取得後に計画申請を認める特例ではありませんので、ご注意ください）

該当する場合は、①先端設備等導入計画の写し、②先端設備等導入計画に係る認定書の写し、③当該資産に係る工業会等からの証明書の写し、加えて所有権移転外リース取引の場合は、④リース契約書の写し、⑤固定資産税軽減額計算書の写し、をすべて添付し申告してください。

8 個人番号の取り扱いについて

社会保障・番号制度が導入されたことに伴い、申告書提出にあたって本市が個人番号の提供を受ける場合、法律に基づいた本人確認（身元確認および番号確認）を行うこととしております。個人の方が申告書を窓口で提出される場合は、下記の身元確認書類および番号確認書類の掲示をお願いします。

(1) 身元確認書類

① 本人が提出する場合

- ・個人番号カード、運転免許証等の官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類
または
- ・健康保険証、年金手帳、敬老手帳、敬老パス、診察券、社員証、学生証等の中から2点

② 代理人が提出する場合

- ・①に掲げる書類に加え、委任状または法定代理人であることを証する書類

③ 税理士が提出する場合

- ・税務代理権限証書と税理士証票

④ 税理士事務所の職員等が提出する場合

- ・税務代理権限証書と税理士証票の写し

(2) 番号確認書類

個人番号カード、通知カード、住民票の写し（個人番号が記載されたもの）等

○郵便提出の場合は、上記の身元確認書類および番号確認書類の写しを同封してください。

○電子申告の場合は、申告書に添付される電子証明等により確認を行います。

9 その他

実地調査のお願い

陸前高田市では、順次申告していただいた内容を確認するため、地方税法第353条および第408条の規定に基づき償却資産の所有者に対して減価償却明細書（固定資産台帳）等関係書類の提出のお願いや、償却資産の状況について実地調査を行う場合があります。その際はご協力をお願いします。

また、実地調査の結果、申告内容の修正をお願いする場合があります。その場合は現年度に限らず、過年度にさかのぼって課税することもあります。あらかじめご承知おきください。

申告しなかった場合、虚偽の申告をした場合

申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、または正当な理由なく申告しなかった場合は、地方税法第385条、同法386条および陸前高田市税条例第73条により罰金等を科せられることがあります。

10 償却資産申告書の記入のしかた

前年度までに申告された方…前年度の申告に基づいて印字しています。
 訂正、変更等がある場合…抹消線を引き、余白に正しい内容を記入してください。
 初めて申告される方…申告書右上の所有者コード欄を除いて、すべての欄の記入をお願いします。

【1】申告書の記載例

《住所》
 前年に申告された方で、変更や訂正がある場合、住所とは別の送達先を希望する場合は、抹消線を引き訂正してください。

《氏名》
 必ず記名・押印してください。
 法人の場合は、社印または代表者印を押印してください。
 印字内容に誤りがある場合は抹消線を引き、訂正してください。

《取得価額》
 「前年前に取得したもの（イ）」…令和2年1月1日以前に取得したもの、「前年中に減少したもの（ロ）」…令和2年1月2日から令和3年1月1日までに減少したもの、「前年中に取得したもの（ハ）」…令和2年1月2日から令和3年1月1日までに増加したものの合計額を、資産の種類ごとに算出し、記入してください。
 「計（二）」には（イ）－（ロ）＋（ハ）の結果を記入してください。
 ※種類別明細書の加除修正した後の取得価額と同額になることを確認してください。

令和3年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

【提出用】 ※所有者コード (517-00001) 12345

1住所又は納税通知書送達先 (ふりなが) 〒029-2205 岩手県陸前高田市高田町宇館の沖110番地
 2氏名 (ふりなが) たかたコーポレーション 株式会社 (印)
 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) (屋号) たかたや

3個人番号又は法人番号
 4事業種目 (資本金等の額) 製造業 30 百万円
 5事業開始年月 (決算月) 昭和30年1月
 6この申告に回答する者の係及び氏名 税理士 高田 みずえ (電話 54-2111)
 7税理士の氏名 高田 太郎 (電話 54-9999)

8短縮耐用年数の承認 有(無)
 9増加償却の届出 有(無)
 10非課税該当資産 有(無)
 11課税標準の特例 有(無)
 12特別償却又は圧縮記載 有(無)
 13税務会計上の償却方法 (定率法) (定額法)
 14青色申告 有(無)

資産の種類	取得価額			計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	
1 構築物	2,182,261		2,000,000	4,182,261
2 機械及び装置	2,000,000		1,250,000	3,250,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	6,283,780	336,000	800,000	6,747,780
7 合計	10,466,041	336,000	4,050,000	14,180,041

15市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ① 高田町宇石42番地5
 ②
 ③

16借用資産 (有・無) 貸主の名称等 陸前高田市高田町宇石42-5 高田リース(株) 0192-54-3210

17事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18備考(添付書類等) 該当する欄に○をつけてください。
 1. 変更なし 2. 増減あり 3. 増加あり
 4. 減少あり 5. 該当資産なし
 6. 廃業・解散等(平成 年 月 日)
 7. 社名・住所変更等
 ※市記入欄
 処 | 【受付】 【電算】 【確認】
 理 |
 欄 |
 【入力】 一品・電算 【特例】 有・無

記入する必要はありません。
 (電算処理による独自様式で申告書を作成される場合は、評価額等を各欄に記入してください。)

この申告について応答される方の係名、氏名を記入してください。

8~14欄 該当する方を○で囲んでください。

《税理士の氏名》 税務処理を委任している場合は記入してください。

《事業所用等資産の所在地》 市内における資産の所在地を記入してください。

《借用資産》 該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合には貸主の住所、名称、電話番号記入してください。

《事業所用等資産の所有区分》 該当する方を○で囲んでください。

《備考》 該当する番号を○で囲んでください。6に該当する場合は、その年月日を記載してください。

【電算処理により申告する場合】
 自社電算機により処理した全資産申告書（電算申告書）を提出する場合は、令和3年1月1日現在陸前高田市に所在する全資産を申告してください。

【2】種類別明細書の記載例

前年度までに申告された方…前年度の申告に基づいて印字しています。
 訂正・変更等がある場合…記入例にならって加筆修正してください。
 初めて申告される方…令和3年1月1日現在所有しているすべての資産を記入してください。

《取得価額》

当該資産の取得価額を記入してください。

※取得価額とは

償却資産を取得するために支出したすべての金額をいいます。その用途に供するために直接要した費用も含まれます。(例：荷役費、購入手数料、関税、据付費、工事費など) 法人税法(所得税法)による圧縮記帳は認められていません。実際の取得価額を申告してください。
 税務会計上、税抜経理方式採用の場合…消費税額を含まない金額
 税込経理方式採用の場合…消費税を含んだ金額

《取得年月》

資産を取得した年月日を記入してください。
 年号欄 3→昭和
 4→平成
 5→令和
 ※元年の年は「1」としてください。

《資産の種類》

資産の種類に応じ、該当する数字を記入してください。
 1→構築物
 2→機械および装置
 3→船舶
 4→航空機
 5→車両および運搬具
 6→工具器具および備品

《資産の名称等》

資産の名称および規格等を記入してください。
 中古の場合は、経過年数も記入してください。

《数量》

資産の数量を記入してください。

《耐用年数》

当該資産の耐用年数を記入してください。
 償却申告では財務省令で定められた「法定耐用年数」を用います。
原則として法人税または所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を使用してください。
 ただし、耐用年数の短縮がある場合や中古資産を取得した場合はこの限りではありません。

所有者コード (517-00001)		令和3年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)		提出用		所有者名	
行番号	資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月 年 月	取得価額 円	耐用年数	減価 残存率	価格 円	課税標準額 円
01	1	1 アスファルト舗装工事	1	4 23 3	660,000	10	0.794		
02	1	2 第1駐車場排水溝工事	1	4 23 9	498,208	15	0.858		
03	1	3 可動間仕切り工事	1	4 26 7	1,024,053	15	0.858		
04		【種類1小計】			2,182,261				
05	2	1 鉄くず処理設備	1	4 20 4	2,000,000	5	0.720		
06		【種類2小計】			2,000,000				
07	6	1 放送設備	1	4 18 3	2,747,789	8	0.681		
08	6	2 ゴンドラ	1	4 23 8	3,200,000	8	0.750		
09	6	3 対面プリンタ	2	4 27 5	336,000	5	0.691		
10		【種類6小計】			5,947,789				
11					6,288,789				
12	1	フェンス工事	1	5 2 5	2,000,000	10			
13	2	製本機一式	1	4 28 9	1,250,000	7			
14	6	対面プリンタ	1	5 1 8	350,000	5			
15	6	エアコン(中古2年経過)	3	5 2 6	450,000	6			
16									
17									
18									
19									
20									
小計					14,180,041				
					10,968,050				

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他、いずれかに○印を付けてください。

第二十六号様式別表一

《所有者名》

氏名または法人名を記入してください。「〇枚のうち〇枚目」というようにページ数をつけてください。

《摘要》

- 該当する資産について次のような事項を記入してください。
- 平成20年度税制改正による法定耐用年数変更の場合、「省令改正」と記入
 - 課税標準の特例の適用がある資産は、その適用条項を記入(例：中小事業者等が新規取得した先端設備等に係る課税標準の特例の場合は、「法附則第15条41項」と記入します。)
 - 被災滅失した資産の代わりに取得したものは「被災代替」と記入
 - 増加等で特筆すべき内容がある場合はその旨を記入(例：申告漏れ)

《項目を「修正」する場合》
 当該資産に抹消線を引き、その上に修正後のデータを記入してください。

《「減少」した場合》
 当該資産に抹消線を引いてください。
 摘要欄に減少事由として該当する番号と内容を記入してください。
 1. 売却 2. 滅失 3. 移動 4. その他

《「増加」した場合》
 明細書の余白に、記入例にならって記入してください。
 増加事由に該当する番号に○印を付けてください。
 1. 新規取得 2. 中古品取得 3. 移動による受入 4. その他

被災代替
 中古漏れ

517-00001
 12345

1.1 新型コロナウイルス感染症の影響による中小事業者等が所有する資産に係る固定資産税の軽減について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等を対象として、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税を軽減します。

(1) 対象者および軽減額

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者等（※1）が対象となります。

事業収入の減少割合によって軽減額が下表のとおり異なります。

事業収入の減少割合	固定資産税の課税標準を軽減する割合
50%以上減少している場合	全額
30%以上50%未満減少している場合	2分の1

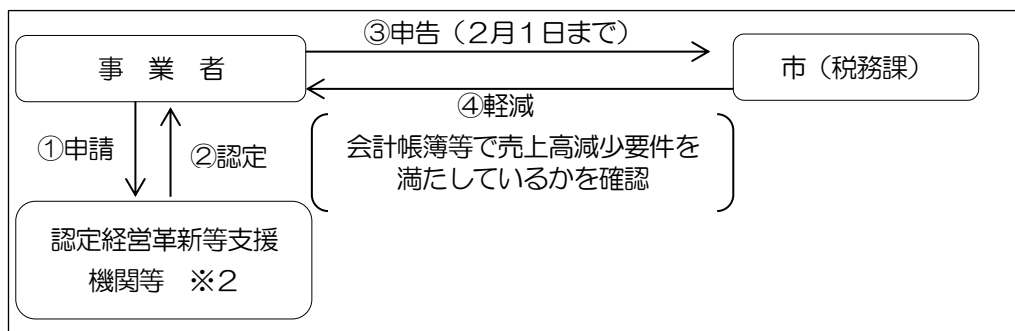
※1 中小事業者等とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資金を有しない法人で常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

個人には、個人事業主（農林水産業をなりわいとしている方を含む）も対象となります。

(2) 申告方法

令和3年2月1日（月）までに、認定経営革新等支援機関等（※2）による確認を受けて、市に申告した方に固定資産税の軽減が適用されます。

〈申告の流れ〉



※2 商工会、漁業協同組合、税理士、公認会計士など、税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など

詳しい手続きの流れや認定経営革新等支援機関等については、中小企業庁のホームページをご確認ください。



陸前高田市

担当 市民協働部税務課資産税係

〒029-2292

岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5

TEL (0192) 54-2111 (内線103~105)

FAX (0192) 54-3888